

# 東大阪市再犯防止推進計画

令和4年3月

東大阪市

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 再犯防止施策の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 犯罪情勢等について

- 1 全国の刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 東大阪市における検挙人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第3章 計画の基本方針・重点項目

- 1 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第4章 市の取組事項

- 1 就労・住居の確保等のための取組
  - (1) 就労の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) 住居の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
  - (1) 高齢者又は障害者等への支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (2) 薬物依存を有する者への支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組・・ 11
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
  - (1) 民間協力者の活動の促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(2) 広報・啓発活動の推進等	13
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組	14

## 第5章 計画の推進体制

1 関係機関、関係者との連携・協力	15
2 進行管理	15
3 計画の周知	15

### (参考資料)

1 再犯の防止等の推進に関する法律（概要）	16
2 再犯防止推進計画（概要）	18
3 東大阪市福祉推進委員会設置規定	19

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨・目的

全国の刑法犯の認知件数は平成8年以降、毎年戦後最多を記録し続け、平成14年にピークを迎えた後は年々減少傾向が続いている。一方、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は一貫して増加し続け、令和2年度には49.1%を記録した。

このような中、平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癪、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくない。こうした者たちが再び犯罪をすることを防ぐためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要がある。本市においても再犯防止推進法等の趣旨を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進し、また犯罪や非行をした者の社会復帰支援を促進することで、市民が犯罪による被害を受けることがない安全・安心な地域社会づくりに寄与することを目的に本計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止の観点から本市が実施している事業について整理し、地域福祉計画など他の関連計画との整合性を図りながら、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する。

### 3 計画期間

本計画は、令和4年度から令和5年度までの2年間を計画期間とする。なお、今後の社会情勢の変化や国、府の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。

### 4 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、庁内の関係所属や、外部の関係団体から意見聴取を行った。

### 5 再犯防止施策の対象者

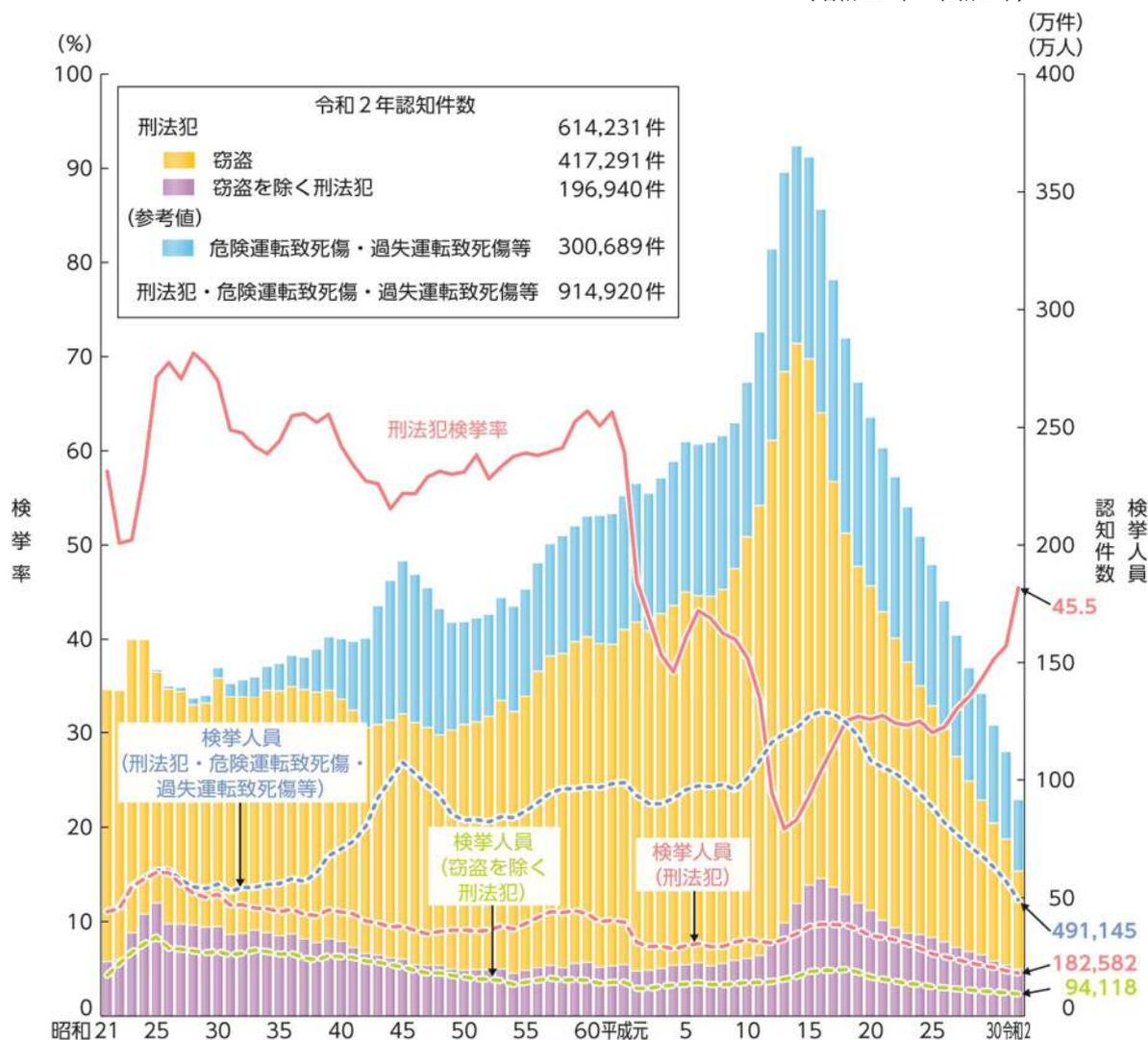
本計画において「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」を指す。

## 第2章 犯罪情勢等について

### 1 全国の刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率

刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

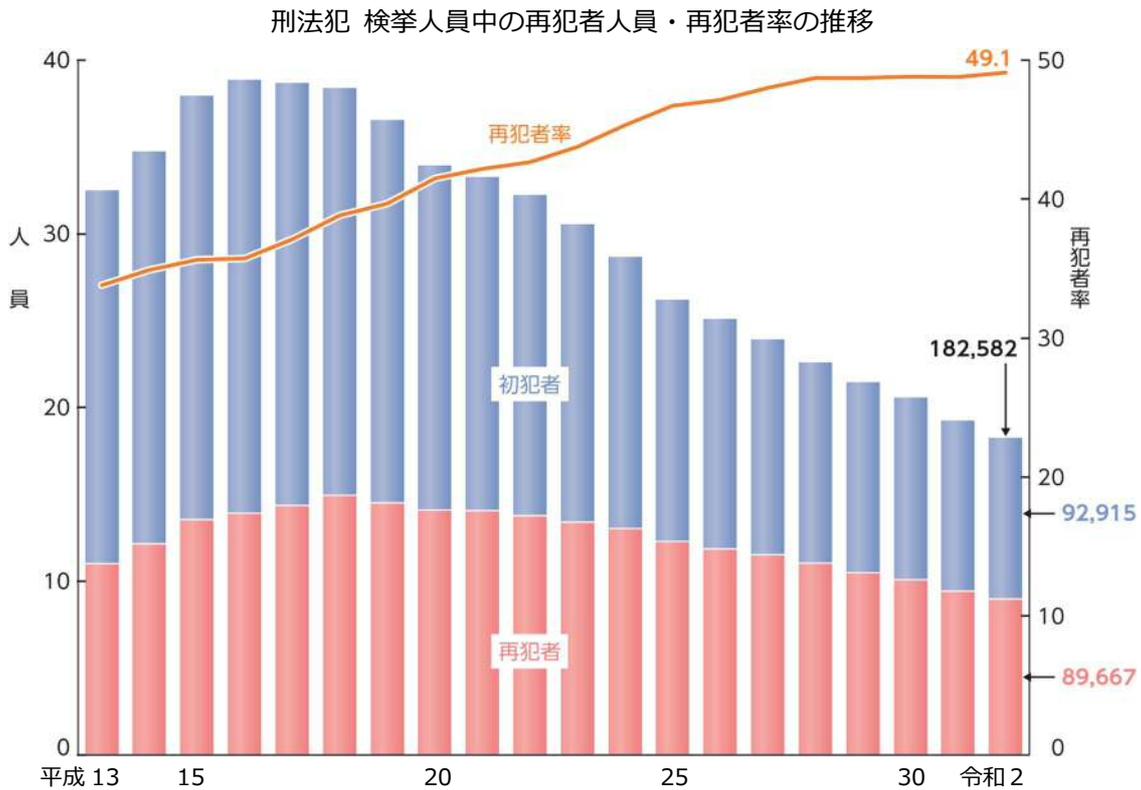
(昭和21年～令和2年)



- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
- 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
- 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

出典：令和3年版犯罪白書

## 2 全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：令和3年版犯罪白書

## 3 東大阪市における検挙人員

罪種別	検挙人員 (少年を除く)	総数		初犯者・再犯者別			
				初犯者		再犯者	
		うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性		
令和2年	刑法犯総数	734	124	353	80	381	44
	うち) 凶悪犯	12	1	8	1	4	0
	うち) 粗暴犯	168	15	78	10	90	5
	うち) 窃盗犯	329	85	156	54	173	31
	うち) 知能犯	54	6	20	5	34	1
	うち) 風俗犯	23	1	15	0	8	1
	覚醒剤取締法	52	4	3	0	49	4
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	8	0	4	0	4	0

1 法務省大阪矯正管区資料のうち、枚岡警察署、河内警察署、布施警察署分を抜粋して作成。

2 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

3 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

### 第3章 計画の基本方針・重点項目

#### 1 計画の基本方針

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、再犯防止推進法第3条に掲げる基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げる基本方針に基づき、本計画の基本方針を以下の通りとする。

- ① 国や民間団体、その他の関係者と相互に緊密な連携を図り、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等がその特性に応じ、あらゆる段階において切れ目ない指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自らの社会復帰のために努力することの重要性を踏まえつつ、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う者から意見聴取をするなどして見直しを行い、社会情勢に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 再犯の防止等に関する取組をわかりやすく効果的に広報することで、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

#### 2 重点項目

上記の基本方針を踏まえ、次に掲げる6つの取組を重点的に推進する。

- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑥ 国・民間団体等との連携強化等のための取組



## 第4章 市の取組事項

### 1 就労・住居の確保等のための取組

#### (1) 就労の確保等

##### ■ 現状認識と課題等

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっている。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主のこと）の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策が実施されてきた。

しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有しておらず求職活動が円滑に進まない場合や、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けておらず職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどの事情により、一旦就職しても離職してしまう場合がある。また、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在する。さらに、協力雇用主となりながらもニーズの違いから実際の雇用に十分に結び付いていない企業が多くあるといった課題がある。

##### ■ 市の取組

#### ➤ 生活困窮者自立支援事業等による支援【生活支援課】

生活困窮者自立支援法に基づき相談窓口を設置し、生活に困っている方からの相談を受け付ける。必要に応じ他機関と連携しながら、支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等を行い、自立に向けた支援をすることで生活再建を進める。

#### ➤ 障害者への就労支援【障害施策推進課】

東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・助言を行う。また、東大阪市自立支援協議会において、市と「J-WAT」とが情報共有をし、障害のある人の就労支援を推進する。

#### ➤ 地域就労支援事業【労働雇用政策室】

障害者や母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながら何らかの就労阻害要因を有している就職困難者等を対象として、就労支援コーディネーター及び庁内関係部局と連携を取り、それ



それぞれにあった雇用・就労支援計画を作成し、大阪府、布施公共職業安定所と協力しながら雇用・就労支援を行う。

➤ 若者自立支援援助事業【労働雇用政策室】

職業的自立に向けて訓練等を受ける若者にきめ細かい支援を行っている若者自立支援機関に委託し、若年無業者対策として仕事体験事業等を実施する。就職氷河期世代も対象とし、個々の課題をもつ利用者がスムーズに就労に繋がるよう支援を行う。

➤ 就活応援窓口事業【労働雇用政策室】

“若者と女性の未来を創る”就活応援スポット「就活ファクトリー東大阪」において、若者と女性を対象に、ハローワーク布施や布施子育て支援センター、他の施設と連携しながら、キャリアカウンセリングやセミナー等を通じて就職活動をサポートし、モノづくり企業を始めとする市内企業の人材確保を図る。

➤ 東大阪地区保護司会と連携した就労支援【人事課】

東大阪地区保護司会と協定を締結し、東大阪地区保護司会から就労要支援者として推薦を受けた者を会計年度任用職員として任用する。

➤ 「協力雇用主」の周知促進【地域福祉課、社会福祉協議会】

更生保護サポートセンター等を通じ、「協力雇用主」の周知を図るとともに、再犯防止推進の趣旨に賛同する事業主へ、コレワーク近畿（矯正就労支援情報センター室）（※）を紹介する。

※コレワークは、全国8矯正管区に受刑者・少年院在院者の広域的な就労支援を行うために設置されており、出所後の就労が決まっていない受刑者等の取得資格、帰住地、出所予定時期等の情報を一括管理し、受刑者等の雇用を希望する事業主に対し、その雇用ニーズに適合する人を収容している施設の情報を提供している。

➤ 再犯防止推進に関する連携協定の締結【地域福祉課】

更生保護に対する正しい理解を促進するための広報・啓発や、「日本財団職親プロジェクト」を通じた就労・教育などの機会提供を目的として、令和4年2月に日本財団及び公益社団法人 OMOIYARI プロジェクトと再犯防止推進に関する連携協定を締結。市においても、この連携協定に基づき、市内の企業や関係機関、市民に対し日本財団職親プロジェクトの周知をはじめとした取り組みを進める。

## （2）住居の確保等

### ■ 現状認識と課題等



適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではない。しかしながら、刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっている。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（適当な住居がない犯罪をした者等を受け入れるため、ホームレス支援団体など、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、これらの更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要がある。他方、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在する。

## ■ 市の取組

### ➤ 市営住宅への入居に関する取組【総務管理課】

住宅に困窮している低額所得者に、低廉な家賃で住宅を提供する。住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、入居者に保証人の確保は求めている。

### ➤ 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金の活用【生活支援課】

就労意欲のある方で2年以内に離職、廃業または休業等により収入が減少したことにより家賃の支払いに困り、住居を失った方、または失う恐れのある方を対象に、一定期間、住居確保給付金を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行う。

### ➤ 住宅確保要配慮者に対する居住支援【企画推進課】

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、民間賃貸住宅の賃貸人が市にその賃貸住宅を登録し、その登録された住宅の情報を、住宅確保要配慮者等に窓口やウェブサイトで公開する。また、住宅確保要配慮者から市に住まい相談があった場合には、大阪府の指定を受けた居住支援法人に取り次ぎ、入居支援を行う。



## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### (1) 高齢者又は障害者等への支援等

#### ■ 現状認識と課題等

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福



社サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所が、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施している。また、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が関係機関・団体等と連携して、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しをするなどの取組（入口支援）を実施してきた。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための連携体制が不十分であることなどの課題がある。



## ■ 市の取組

### ➤ 地域包括支援センター事業【地域包括ケア推進課】

地域のさまざまな社会資源を使い、市内 22 ケ所の地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、高齢者への総合的な相談支援を行う。

### ➤ 認知症高齢者等の支援に関する取組【地域包括ケア推進課】

認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発、認知症の人の介護者への支援の推進、本人及びその家族の意向が尊重できるような環境づくりに取り組む。

### ➤ 相談支援事業【障害施策推進課】

基幹相談支援センター及び市内 7 ケ所の委託相談支援センターにおいて、障害のある方・保護者・介護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行う。

### ➤ 民生委員・児童委員による相談対応【生活支援課・地域支援課】

厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員である民生委員・児童委員が、地域住民からの相談に対し、社会福祉の精神をもって住民の立場で相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行う。

### ➤ コミュニティソーシャルワーカー配置事業【地域福祉課】

援護を必要とする人からの相談に応じ、専門機関へのつなぎを行うとともに、地域の福祉課題を把握し、社会福祉協議会地域担当職員と連携しながらセーフティネットの体制を構築する。

### ➤ 総合相談事業【長瀬人権文化センター、荒本人権文化センター】

行政ニーズの的確な把握による人権施策の適切かつ効果的な推進に資することを目的とし、生活上の様々な課題を抱える市民や人権侵害を受け、または受ける恐れのある市民が自らの主体的な判断

により課題を解決できるように、事案に応じて適切な助言・情報提供などにより支援する。

- 成年後見制度【地域福祉課、地域包括ケア推進課、障害施策推進課、健康づくり課、社会福祉協議会】

判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがいない場合など成年後見等開始の審判申立てができない状況にあるものについて、市長が申立てを行い、自立した生活を送ることができるよう支援する。また、申立てに必要な費用や後見人等に対する報酬の一部または全部を助成する。さらに、制度を必要とする人が適切に利用できるよう、東大阪市成年後見サポートセンター、地域包括支援センター、基幹・委託相談支援センター、専門職団体、家庭裁判所などと連携しながら、制度の周知、相談対応の充実といった取組を進める。

- 日常生活自立支援事業【高齢介護課、社会福祉協議会】

自己の判断のみでは意思決定に支障のある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護にかかわる相談事業、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援する。

- 生活保護制度【生活福祉課】

日本国憲法第 25 条第 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念を具体化した生活保護法に基づくもので、国民の基本的権利の 1 つ、生存権を保障する国の制度であり、様々な事情で生活が苦しい世帯に対し、自立に向けて支援を行う。

## (2) 薬物依存を有する者への支援等

### ■ 現状認識と課題等



覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しているほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約 3 割が覚醒剤取締法違反となっている。また、覚醒剤取締法違反により受刑した者の約半数は、出所後 5 年以内に再び刑務所へ戻ってきている。薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられる。

国においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、依存症回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成 28 年 6 月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしている。

しかしながら、刑事司法関係機関、地域の保健医療・福祉関係機関、依存症回復支援施設や民間団体等において、効果的な支援等を行う体制が不十分であること、専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域があること、関係機関等の連携が不十分であることなどが指摘され

ている。

#### ■ 市の取組

##### ➤ 薬物乱用防止啓発【保健所 環境薬務課】

市内小中学校等での啓発教室、関係機関等と連携した各種イベントでの展示や啓発品の配布等による啓発、ウェブサイト等での広報等を実施する。



##### ➤ 精神保健福祉相談【健康づくり課】

各保健センターにて、精神障害者（依存症含む）やその家族等に対し、適切な医療の提供や社会復帰、自立した地域生活を送るための相談助言・訪問指導の他、自立支援医療費（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳制度、障害福祉サービス等の申請受理、利用相談等を行う。

##### ➤ 環境浄化活動事業・ダンスフェスタ東大阪【青少年教育課】

青少年健全育成強調月間である 11 月を中心に、地域の青少年関係団体と連携して薬物乱用防止キャンペーンを実施する。また、同月にダンスを通じて青少年が交流、発表する場として「ダンスフェスタ東大阪」を開催し、薬物乱用防止の DVD の上映やパネルの展示、啓発物品の配布等を行う。

### 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

#### ■ 現状認識と課題

我が国ではほとんどの者が高等学校等に進学する状況にあるが、その一方で、令和 2 年に新たに少年院に収容された者の 20.7%、新たに刑事施設に収容された者の 33.6%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、令和元年に新たに少年院に収容された者の 43.6%、新たに刑事施設に収容された者の 24.8%が高等学校を中退している状況にある。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、B B S 会（Big Brothers and Sisters Movement の略。非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組を更に推進する必要があること、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

#### ■ 市の取組

##### ➤ スクールソーシャルワーカー配置事業【学校教育推進室】



不登校やいじめ、問題行動、虐待（ヤングケアラーを含む）等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えており、早期対応はもちろんのこと、関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、その環境改善を図る必要がある。教職員等への研修や、ケース会議でのアセスメント及びプランニングの支援、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークの構築による子ども・保護者への支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置する。

➤ スクールカウンセラー配置事業【学校教育推進室】

不登校やいじめ、問題行動、虐待（ヤングケアラーを含む）等に係る心理的ケア及び対応にあたって、児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置する。（府事業）

➤ 教育相談業務【教育センター】

子どもの養育や教育に悩みを持つ保護者・教職員に対する相談や、悩みを持つ子どもへのカウンセリングやプレイセラピー等の実施を通して、子どもの健やかな成長に向けた支援を図る。来所相談、電話相談、派遣相談を実施する。

➤ 東大阪市いじめ防止基本方針に基づく取組【学校教育推進室、人権教育室、教育センター】

いじめ撲滅キャンペーン等の啓発活動、児童・生徒を対象にした電話相談、いじめ問題についての学習会・研修会等を実施する。また、学校での重大事態に係る調査を行うための「いじめ問題調査専門委員会」及び学校におけるいじめ防止の取組みについての支援を行う「いじめ問題サポート専門委員会」を設置し、いじめ防止に向けた取組を行う。

➤ 青少年非行防止活動事業【青少年教育課】

少年補導員が各地域における環境浄化啓発活動、重点地区補導活動、及び少年問題啓発活動の三つを柱に活動する。特に長期休業中や祭礼時のパトロールを重点的に行い、補導活動・声かけ運動を地道に継続している。

➤ 生活困窮者自立支援事業（生活困窮世帯の子どもの学習支援）【生活支援課】

生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施する。

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

##### ■ 現状認識と課題等

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要であると考えられる。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要があると考えられる。

国においては、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える者など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきた。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していくことが重要であると考えられる。

## ■ 市の取組

### ➤ 矯正施設等との連携【地域福祉課、社会福祉協議会】

自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、大阪府地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図る。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図る。さらに、非行の未然防止活動の一層の充実を図るため、大阪法務少年支援センター（大阪少年鑑別所）との連携を促進する。

## 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

### （1）民間協力者の活動の促進等

#### ■ 現状認識と課題等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきている。これらの民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在であり、まさに全国津々浦々において、「世界一安全な日本」の実現に向けて陰に陽に地道な取組を積み重ねて来た方々である。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。



## ■ 市の取組

### ➤ 民間協力者の活動促進【地域福祉課、社会福祉協議会】

犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、更生保護サポートセンターの周知や、保護司、更生保護女性会など更生保護ボランティアの活動に関する広報を充実し、社会を明るくする運動及び再犯防止の広報・啓発活動を通じて更生保護ボランティアの活動を支援する。

### ➤ 保護司の人材確保への支援【地域福祉課、社会福祉協議会】

保護司会を通じ、保護司個人の人脈を活かしたアプローチを進めるとともに、地域の各種団体との顔の見える関係づくりを進める。

### ➤ 地域福祉活動の推進【地域福祉課、社会福祉協議会】

地域住民にとって身近な社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携を図りながら、地域福祉活動を推進する。

## (2) 広報・啓発活動の推進等

### ■ 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然であるが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要であると考えられる。国においては、これまでも、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきたところである。

そして、これからは再犯の防止等に関する施策を、国民にとってより身近なものとし、かつ、デジタルツールを用いるなどして、すべての世代の人たちに「社会を明るくする運動」等を十分に認知していただくことにより、犯罪や非行からの立ち直りに理解を深めていただくことはもとより、国民一人ひとりに様々な方法で立ち直り支援に参加していただき、主体的に様々なアクションを起こしていただくことが大切であると考えられる。



## ■ 市の取組

### ➤ 社会を明るくする運動【地域福祉課、社会福祉協議会】

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動であり、本市においても毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間に関係機関や関係団体等と連携し、街頭啓発活動等を行う。また、市内中学校の生徒を対象とし、「社会を明るくする

運動」の作文を募集し、全国表彰や大阪府知事表彰を行う等、啓発に努める。

➤ 市広報紙、市ウェブサイト等による広報【地域福祉課、社会福祉協議会】

「社会を明るくする運動強調月間」や「再犯防止啓発月間」等の更生保護・矯正行政に関する情報発信について、市広報紙、市ウェブサイトなど多様な媒体の活用により広報する。

## 6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

### ■ 現状認識と課題等

国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところであるが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって、一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが期待されており、それが安全・安心な地域社会づくりにも資するものと考えられる。この点について、前述のとおり、再犯防止推進法においては、地方公共団体は、同法の定める基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があることや、地方計画を定めるように努めなければならないことが明記された。一部の地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャル・インクルージョンのための取組が実施されつつあるが、地域によっては、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題がある。



### ■ 市の取組

➤ 市町村再犯防止等推進会議への参加【地域福祉課】

市町村再犯防止等推進会議へ参加し、再犯の防止等の推進に関する政策の企画及び実施並びに実施にあたっての諸課題等について協議を行い、政策の効果的かつ効率的な推進を図るとともに、再犯防止にかかるネットワークを構築する。

※本章に掲載の各種統計データ等については、国の再犯防止推進計画を参考にした。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 関係機関、関係者との連携・協力

#### ①庁内会議

庁内関係部課等の職員で構成する「福祉推進委員会」において、情報や課題の共有を図り、全庁的な視点から課題改善に向けた検討を行う。

#### ②市職員への研修等の実施

法務省と連携の上、庁内関係部課等の職員に対して研修会、勉強会等を実施し、再犯防止にかかる職員の知識・理解を深める。

### 2 進行管理

本計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、関係施策を所管する各所属において、事業実績の把握と課題の改善を行っていく。また、国や大阪府、関係団体と連携を密にし、地域における再犯の防止等に関する取組を推進していく。

### 3 計画の周知

広報紙やウェブサイトなどの媒体により本計画を広く公表し、市民への周知に努める。



## (参考資料)

### 1 再犯の防止等の推進に関する法律 (概要)

## 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

### 1. 目的 (第1条)

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義 (第2条)

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念 (第3条)

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務 (第4条)

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等 (第5条)

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間 (第6条)

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

## 2 再犯防止推進計画（概要）

### 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

##### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

##### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

#### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 7つの重点課題と主な施策

##### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

##### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

##### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



##### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

##### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



##### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

##### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

### 3 東大阪市福祉推進委員会設置規定

#### 東大阪市福祉推進委員会設置規程

##### (設置)

第1条 本市における社会福祉に関する計画その他の社会福祉に関する事項を円滑かつ効果的に推進するため、東大阪市福祉推進委員会（以下「福祉推進委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 福祉推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関する計画の策定に関すること。
- (2) 社会福祉に関する計画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

##### (組織)

第3条 福祉推進委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は担当副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、福祉推進委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 福祉推進委員会は、必要に応じて会議を開くものとする。

- 2 福祉推進委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 3 福祉推進委員会は、必要に応じて委員長、副委員長及び委員の一部で構成する課題別会議を開くことができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、福祉推進委員会の会議に関係職員の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

##### (幹事会)

第6条 福祉推進委員会に幹事をもって組織する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、福祉推進委員会の所掌事務の具体的事項につき協議し、検討する。
- 3 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。この場合において、室次長又は所次長の職にある者が2人以上いるときは、所属長の指名する者とする。
- 4 幹事会の会議は、福祉部の次長又は室長のうち福祉部長が指名する者（以下「幹事会主宰者」という。）が招集し、これを主宰する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事の一部で構成する課題別会議を開くことができる。
- 6 幹事会主宰者は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員の出席を求めて説明又は意

見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 福祉推進委員会及び幹事会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、福祉推進委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 東大阪市地域福祉計画推進委員会設置規程（平成元年東大阪市訓令第1号）及び国際障害者年東大阪市長期行動計画推進本部設置規程（昭和58年東大阪市訓令第10号）は、廃止する。

附 則（平成6年3月31日訓令第3号抄）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月17日訓令第10号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市事務専決規程第2条第3号及び第4号の改正規定、同訓令別表第2病院の医局、看護部及び薬局に関する専決事項の改正規定並びに同表病院事務局に関する専決事項の改正規定中第8号及び第10号の改正規定並びに第2条から第5条まで、第7条及び第8条の規定は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月14日訓令第14号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第10号抄）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 東大阪市次世代育成支援対策推進委員会設置規程（平成16年東大阪市訓令第6号）は、廃止する。

附 則（平成17年6月1日訓令第23号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月29日訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月8日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月17日訓令第11号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成23年6月9日訓令第7号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月1日訓令第9号）

この訓令は、東大阪市病院事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例（平成23年東大阪市条例第20号）の施行の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第3号）

この訓令は、東大阪市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例（平成24年東大阪市条例第52号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月29日訓令第14号）

この訓令は、地方独立行政法人市立東大阪医療センターの成立の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第18条中東大阪市車両の管理、運行等に関する規程第7条の改正規定は、令達の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第3項関係）

- ・危機管理監
- ・市長公室長
- ・企画財政部長
- ・行政管理部長
- ・都市魅力産業スポーツ部長
- ・人権文化部長
- ・税務部長
- ・市民生活部長
- ・福祉部長
- ・生活支援部長
- ・子どもすこやか部長
- ・健康部長
- ・環境部長
- ・土木部長
- ・建築部長
- ・消防局長
- ・上下水道局水道総務部長
- ・上下水道局下水道部長
- ・教育委員会事務局学校教育部長
- ・教育委員会事務局社会教育部長

別表第2（第6条第3項関係）

- ・危機管理室次長
- ・公民連携協働室次長
- ・市長公室秘書室秘書課長
- ・企画財政部企画室企画課長
- ・行政管理部法務文書課長
- ・都市魅力産業スポーツ部産業総務課長
- ・人権文化部文化室文化のまち推進課長
- ・税務部税制課長
- ・市民生活部市民生活総務室市民生活総務課長
- ・福祉部地域福祉室地域福祉課長
- ・福祉部指導監査室法人・高齢者施設課長
- ・福祉部高齢介護室高齢介護課長
- ・福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課長
- ・福祉部障害者支援室障害施策推進課長
- ・生活支援部生活福祉室生活福祉課長
- ・生活支援部生活福祉室生活支援課長
- ・子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課長
- ・子どもすこやか部子育て支援室施設給付課長
- ・子どもすこやか部子ども見守り相談センター子ども相談課長
- ・健康部保健所地域健康企画課長
- ・健康部保健所健康づくり課長
- ・環境部環境企画課長
- ・都市計画室次長
- ・交通戦略室次長
- ・土木部道路管理室道路管理課長
- ・建築部住宅政策室総務管理課長
- ・消防局総務部総務課長
- ・上下水道局水道総務部総務課長
- ・上下水道局下水道部下水道総務室総務契約課長
- ・教育委員会事務局教育政策室次長
- ・教育委員会事務局学校教育部学校教育推進室次長
- ・教育委員会事務局学校教育部教育センター次長
- ・教育委員会事務局社会教育部社会教育課長



---

---

## 東大阪市再犯防止推進計画

発行日 令和4年(2022年)3月

編集・発行 東大阪市 福祉部

地域福祉室 地域福祉課

〒577-8521

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話 06-4309-3181

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

---

---